

特定調達品目 と 判断の基準

グリーン購入法の基本方針では、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等を特定調達品目に定めています。特定調達品目及びその判断の基準等については、毎年度、定期的に見直しが行われます。2001年に14分野101品目だった特定調達品目数は、2017年2月現在、21分野274品目まで増えています。

特定調達品目の対象物品や判断の基準は多様化しています。このため、環境省は、調達者が判断の基準を正しく理解し、環境物品等の調達を容易に行うことができるよう、「グリーン購入の調達者の手引き」を作成しています。グリーン購入法は認証制度ではなく、事業者自らによる適合宣言が可能であるため、購入者はグリーン購入法適合の表示を参考にしたり、既存の環境ラベル等を活用したりして環境物品等を選択する必要があります。

〈グリーン購入法の対象分野〉

① 紙類	⑧ 家電製品	⑮ インテリア・寝装寝具
② 文具類	⑨ エアコンディショナー等	⑯ 作業手袋
③ オフィス家具等	⑩ 温水器等	⑰ その他繊維製品
④ 画像機器等	⑪ 照明	⑱ 設備
⑤ 電子計算機等	⑫ 自動車等	⑲ 災害備蓄用品
⑥ オフィス機器等	⑬ 消火器	⑳ 公共工事
⑦ 移動電話等	⑭ 制服・作業服等	㉑ 役務

● コラム ●

環境省 COOL CHOICE 推進中

未来のために、いま選ぼう


資源の限られた国だからこそ生まれた賢い省エネアイデア。
世界からCOOLと賞賛される最先端技術。
その2つが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことが
CO₂排出を抑える力になります。
消灯、温度設定、節水などの普段の行動に加えて、クルマ、家電、住宅など
身の回りのものを選ぶとき、これから目線で選んでみませんか？

環境省ポータルサイト「COOL CHOICE」
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

グリーン購入の実践フロー

組織において、グリーン購入を継続的に実践するためには、「調達方針策定」「実施」「実績把握・改善検討」の段階を経ることが重要です。

	取組段階・内容	課題(例)	解決策(例)
調達方針策定	現状を把握	現状を把握する方法がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ●物品等の調達部署を確認し、調達方法や実績等を確認する ●簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る
	「調達方針」を策定	調達方針の作成方法がわからない	●既に調達方針を策定している地方公共団体が作成した調達方針を参考にする
	調達品目を決定	どの品目を対象とすればよいかわからない	●既に調達方針を策定している地方公共団体の調達方針を参考に、品目ごとの判断の基準を作成する
	実施体制を構築	どのようなメンバーで作成すればよいかわからない	●既に調達方針を策定している地方公共団体がどのような体制で作成したかを参考にする
	調達の手法を具体化	調達の手順がわからない	●グリーン購入の全体のフローと注意点等を記載した手順書等を作成する
実施	グリーン購入を実施	調達しようとする個別製品の仕様や価格等の情報がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ●品目ごとの製品リストを作成する ●製品ごとの認定制度を活用する
	商品情報を収集	個別製品が判断の基準を満たしているかどうかわからない	●判断の基準を具体的に解説した手引きを作成する
	グリーン購入に関する意識を高める	関連部署以外での調達が進まない	<ul style="list-style-type: none"> ●組織横断的な推進体制を構築する ●関連部署以外の調達担当者に研修を行う ●購入部署を一元化する ●調達方針以外の計画等にもグリーン購入の取組を位置づける ●標準様式や仕様書を定める
		グリーン購入に対する意識が低い	<ul style="list-style-type: none"> ●職員向けの研修を行う ●啓発活動を行う
実績把握・改善検討	取組実績を把握	どのように実績を把握すればよいかわからない	●既に集計の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする
	活動を見直す	グリーン購入の効果の確認方法がわからない	●既に効果の確認の仕組みを構築している地方公共団体の事例を参考にする



調達方針 策定段階

組織において、初めてグリーン購入に取り組む場合は、組織内で意識を統一することが望ましく、その際に調達方針が重要な役割を果たします。

グリーン購入に係る基準を仕様書等で採用したり、統一した環境配慮型製品の仕様を設定したりすることも効果的です。また、組織内における調達の仕組みや実績把握手段等について、関連部署の役割分担や連携を事前に検討しておくことも必要です。

グリーン購入の組織的な取組によって、環境負荷低減効果のみならず、調達総量の削減、経費の節減、職員の意識啓発、業務の効率化等の効果が生まれます。現在の調達状況を把握した上で、環境、社会、経済面の効果を確認することもグリーン購入の推進を促します。



実施段階

製品が判断の基準を満たしているかどうかを確認する手段を明確にし、具体的な対象品目の製品情報を収集しておくことは、調達担当者が円滑にグリーン購入を推進する上で役立ちます。継続的にグリーン購入に取り組むためには、調達担当者だけでなく、組織全体の職員の意識を維持し、知識やスキルを向上させることが重要です。

また、担当者の異動に伴いグリーン購入が滞ることのないよう、手引き等を作成したり、定期的に研修を行ったりすることも必要です。



実績把握・ 改善検討 段階

グリーン購入の実績を把握するためには、実績の管理、報告及び集計を効率的に行うための仕組みの構築が重要です。特に、新たに実績を把握する場合には、過度な実務負担が生じない配慮が必要であり、集計期間の限定や既存の仕組みの活用は負担軽減の手段になり得ます。その際、グリーン購入に伴うCO₂削減効果や経費節減効果等、副次的な効果を確認することができると、取組の発展や拡大につながりやすくなります。

一方で、年月の経過とともに取組が形骸化し、目的意識が薄れることもあるため、必要に応じて、調達方針や判断の基準の見直しを行うことが望ましいと考えられます。



国内の 取組事例: 横浜市

横浜市は、2002年度以降、グリーン購入法に基づき、横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針及び横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針を作成し、全庁でグリーン購入に取り組んでいます。

しかしながら、グリーン購入法の判断の基準の内容が専門的であることから、製品の環境情報や製品情報の収集方法・判断の仕方について、職員の周知・徹底を図る必要があると考え、2015年度に、環境省による「地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援」を受けることとなりました。

支援を受けて作成した研修資料「基礎編」及び「実務編」は横浜市のeラーニングシステムを活用して実施され、2016年12月時点でそれぞれ約500人が受講しました。eラーニングの実施により、職員のグリーン購入に対する理解が更に深まっています。

横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

事業者であり消費者でもある横浜市が環境負荷の低減を図るため、業務を行うに当たり必要となる物品、役務等の調達について、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することは、市民等の環境に配慮した物品等への需要の転換を促すこととなります。

また、グリーン購入に関する取組を推進するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、地方自治体も環境物品等の推進に努めることとなりました。そこで、横浜市におけるグリーン購入についてのより一層の推進を図るため、本基本方針を定めます。

1 目的

グリーン購入法に基づき、横浜市がグリーン購入を推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 用語の定義

(1) 環境物品等

環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務であって、次の判断の基準のいずれかを満足するものをいいます。

ア 再生された材料や再生しやすい材料を使用しているもの

イ 使用時の資源やエネルギーの消費の少ないもの

ウ 修繕や部品交換・詰め替えが可能なもの

エ 梱包・包装が簡易なもの

オ 分別廃棄やリサイクルがしやすいもの

カ 耐久性が高く長期間使用が可能なもの

キ 製造・使用・廃棄の段階で、環境への負荷が大きい物質の使用、排出が少ないもの

ク 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したもの

(2) 特定調達物品等

重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち、別記に定める物品等をいいます。

3 グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

(1) 従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮することとします。

(2) 調達総量を出るだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるものとします。

(3) グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮することとします。

(4) 物品等の選定に当たっては、できる限り特定調達物品等を調達することとします。

4 グリーン購入の推進方法

(1) グリーン購入の推進に当たっては、毎年度、品目ごとに当該年度の調達目標を定めた調達方針を作成し、総合的かつ計画的に推進します。

(2) 推進体制は別に定めます。

(3) グリーン購入の実施状況は毎年公表します。

5 別記の見直し

物品等の開発・普及状況、科学的知見の充実等に合わせて適宜見直しを行っていくものとします。

6 適用範囲

本基本方針は、原則として本市全ての組織に適用するものとします。

7 実施時期

平成14年4月1日



グリーン購入に
ついて
もっと知るには

グリーン購入法及び関連情報を探すには

- 環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

製品の判断基準を理解するには

- グリーン購入法基本方針(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>
- グリーン購入の調達者の手引き(環境省平成28年2月)
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/h28_tyoutatusya.pdf
- グリーン購入法<文具類>の手引き 第13版(一般社団法人全日本文具協会)
http://www.zenbunkyo.jp/green/pdf/green_2016.pdf
協会URL <http://www.zenbunkyo.jp/>
- グリーン購入法の手引き[オフィス家具等]第9版(一般社団法人日本オフィス家具協会)
http://www.joifa.or.jp/pdf/green_9.pdf
協会URL <http://www.joifa.or.jp/>
- 環境ラベル等データベース(環境省)
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

具体的な製品情報を調べるには

- エコ商品ねっと(運営団体:グリーン購入ネットワーク(GPN))
<http://www.gpn.jp/econet/>
団体URL <http://www.gpn.jp/>
- エコマーク商品検索(運営団体:公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局)
<https://www.ecomark.jp/search/search.php>
団体URL <https://www.ecomark.jp/>
- 省エネ製品情報サイト(資源エネルギー庁委託事業)
<http://seihinjyoho.go.jp/>

地方公共団体の取組を知るには

- グリーン購入取組事例データベース(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jirei_db/index.html
- 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査
(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryou.html>

研修や説明会に参加するには

- グリーン購入法]及び「環境配慮契約法」基本方針説明会
(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/index.html

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351 (内線6270) FAX: 03-3580-9568

E-MAIL: gpl@env.go.jp